

意見書案第 34 号

食料自給率向上の取組を政府の法的義務とすることを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 5 年 12 月 25 日

大津市議会議長

竹 内 基 二 様

提 出 者 杉 浦 智 子
林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

食料自給率向上の取組を政府の法的義務とすることを求める意見書

政府は、2024 年通常国会で食料・農業・農村基本法を見直し、新たな基本法の制定を目指している。

日本のカロリーベースの自給率 38%は先進国の中でも最低であり、穀物自給率 28%は世界 185 か国中 129 位である。旧農業基本法以来、自給率は一貫して低下し続け、現行の食料・農業・農村基本法制定後、5 次にわたる基本計画で食料の安定供給は国内生産の増大を基本とし、食料自給率を引き上げるとされてきたが、目標を達成したことは一度もない。現行基本法は、基本計画で自給率向上目標を設定したものの、単なる閣議決定にしたため、法的拘束力がなく目標は骨抜きにされたためである。

さらに政府の新基本法の検討では、国内生産と望ましい消費の姿に関する目標の一つに格下げしており、食料自給率向上に対する国の責任の放棄と言える。

昨年来の世界的な食料危機は、食料の 6 割以上を外国に依存する我が国の危うさを浮き彫りにした。異常気象による生産の不安定化、新興国の食料需要の激増、穀物の燃料向け需要の増大、経済力の相対的な低下による買い負けなど、食料は都合よくいつでも輸入できる状況ではなくなっている。一方で国内の農業と農村に目を向けると、基幹的農業従事者が僅か 10 年で約 3 割も減少し、東京都を超える面積の農地が失われるなど、崩壊の危機が広がっている。

このままでは国民の命の源である食料の安定供給が根底から脅かされることは必至である。この流れを根本から転換し、農業と農村を再生し、食料自給率を向上させることは国民の生存基盤、社会の持続に関わる待ったなしの課題である。

よって国及び政府においては、食料供給の不安定化を見据えて、食料自給率の向上・回復を国政の柱に据え、農政の最大の目標に掲げて取り組むべきである。ついては新基本法では、そのための実効ある計画策定、達成度の検証、検証結果の国会への報告、政策の見直しなどの食料自給率向上の取組を政府の法的義務とすることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 5 年 12 月 25 日

大津市議会議長 竹内 基 二

内閣総理大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長

あて